

議案第六十二号

港区立認定こども園条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立認定こども園条例

港区立こども園条例（平成十八年港区条例第二十九号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づく認定こども園の認定を受けた保育所として、小学校就学前の子ども（以下「子ども」という。）に対する保育及び保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図るため、港区立認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第二条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
港区立芝浦アイランドこども園	東京都港区芝浦四丁目二十番一号

(事業)

第三条 認定こども園は、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第二項の規定に基づく保育（以下「基本保育」という。）の実施に関する事。
- 二 基本保育を実施する時間に引き続いて行う保育（以下「延長保育」という。）の実施に関する事。
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標を達成するために必要な保育（以下「幼児教育」という。）の実施に関する事。
- 四 幼児教育を実施する時間外に幼児教育を受けている子どもに対し行う保育（以下「預かり保育」という。）の実施に関する事。
- 五 日曜日その他区規則で定める休日（以下「休日」という。）において保育を必要とする子どもに対し行う保育（以下「休日保育」という。）の実施に関する事。
- 六 法第二条第十二項に規定する子育て支援事業の実施に関する事。

七 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(休園日)

第四条 認定こども園の休園日は、一月一日から同月三日まで及び十二月三十一日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

(入園できる者)

第五条 認定こども園に入園できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす子どもとする。

一 保護者が当該子どもについて子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の規定により、同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どものいずれかに該当する旨の認定を受け、かつ、港区内に居住し、又は勤務していること。

二 保護者が当該子どもについて子ども・子育て支援法第二十条第一項の規定により、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受け、かつ、子ども及びその保護者が港区内に居住していること。

(基本保育の実施)

第六条 区長は、前条に定める要件を満たす者のうち、子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもに対し、基本保育を実施す

る。

2 基本保育を実施する時間は、午前七時十五分から午後六時十五分まで（以下「基本保育時間」という。）とする。

3 区長は、基本保育を実施した子どもについて、当該子どもの扶養義務者から、子ども・子育て支援法第二十条第三項に規定する保育必要量（以下「保育必要量」という。）が一日当たり十一時間までの区分に該当する子どもにあつては別表第一に定める費用、一日当たり八時間までの区分に該当する子どもにあつては別表第二に定める費用（以下これらの費用を「基本保育料」という。）を徴収する。

4 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する二人以上の子どもが児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、学校教育法第一条に規定する幼稚園その他これらに準ずる施設として区規則で定める施設に入所している場合においては、当該子どものうち最年長の子ども以外の子ども（最年長の子どもが二人以上いる場合におけるそのうち一人の子ども以外の子どもを含む。）の基本保育料の額は、無料とする。

（延長保育の実施）

第七条 区長は、保護者が区規則で定める要件に該当することにより、基本保育時間に引き続いて、特に保育する必要があると認める子どもに対し、延長保育を実施する。

2 延長保育を実施する時間は、月を単位として実施する延長保育にあつては午後六時十五分

から午後七時十五分までと、日を単位として実施する延長保育にあつては午後六時十五分から午後十時までとする。

3 延長保育を利用しようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者から、月を単位として延長保育を実施した場合にあつては別表第三に定める費用、日を単位として延長保育を実施した場合にあつては別表第四に定める費用（以下これらの費用を「延長保育料」という。）を徴収する。

（幼児教育の実施）

第八条 区長は、第五条に定める要件を満たす者のうち、次に掲げる子どもに対し、幼児教育を実施する。

一 子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもであつて四歳に達する日後の最初の四月一日から六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの

二 子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもであつて四歳に達する日後の最初の四月一日から六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの

2 幼児教育を実施する時間は、午前九時から午後二時まで（以下「教育時間」という。）とする。

3 幼児教育を利用しようとする保護者（第一項第一号に該当する子どもの保護者に限る。）は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。

4 区長は、前項の規定により幼児教育の利用の承認を受けた保護者から、別表第五に定める幼児教育に要する費用及び給食費（以下「幼児教育保育料」という。）を徴収する。

5 前項の規定にかかわらず、区長は、第一項第二号に掲げる子どもに係る幼児教育保育料は、徴収しない。

（預かり保育の実施）

第九条 区長は、前条第一項の幼児教育を受けている子ども（同項第一号に該当し、かつ、教育時間外に保育する必要があると認める場合に限る。）に対し、日を単位として預かり保育を実施する。

2 預かり保育を実施する時間は、午前七時十五分から午後六時十五分までとする。

3 預かり保育を利用しようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。

4 区長は、前項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第六に定める預かり保育に要する費用及び給食費（以下「預かり保育料」という。）を徴収する。

（休日保育の実施）

第十条 区長は、認定こども園に入園している子ども（第五条第一号に該当する子どもに限る。）

認可保育園（児童福祉法第三十五条第三項又は第四項の規定に基づき設置された保育所をいう。）に入園している港区内に住所を有する子どもその他これらに準ずると区長が認める子どもであつて、休日において保育する必要があると認めるものに対し、休日保育を実施する。

2 休日保育を実施する時間は、午前七時十五分から午後六時十五分までとする。

3 休日保育を利用しようとする保護者は、あらかじめ区長に申し込まなければならない。
（子育て支援事業の実施）

第十一条 区長は、子育て支援事業として次に掲げる事業を実施する。

一 子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

二 家庭における子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

三 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となつた子どもにつき、認定こども園において保護を行う事業（以下「一時保育」という。）

四 子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望

する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

五 子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

(一時保育の実施)

第十二条 区長は、児童福祉法第二十四条第一項又は第二項に基づく保育の実施がされていない子どもであつて、港区内に住所を有し、かつ、一時的に保育する必要があると認めるものに対し、一時保育を実施する。

2 一時保育を実施する時間は、午前七時十五分から午後六時十五分までとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、午後十時まで一時保育を実施することができる。

3 一時保育を利用しようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。
い。

4 区長は、前項の規定により一時保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第七に定める一時保育に要する費用(以下「一時保育料」という。)を徴収する。

(基本保育料等の納付等)

第十三条 扶養義務者又は保護者は、基本保育料、延長保育料、幼児教育保育料、預かり保育料及び一時保育料(以下「基本保育料等」という。)を、区規則で定めるところにより、納付しなければならない。

2 区長は、特別の事由があると認めるときは、基本保育料等を減額し、又は免除することができる。

(利用の取消し等)

第十四条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、延長保育、幼児教育、預かり保育又は一時保育の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができ。

- 一 利用目的又は利用条件に違反したとき。
 - 二 この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
 - 三 管理上又は教育上不相当と認めたととき。
- (指定管理者による管理)

第十五条 区長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、認定こども園の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 第三条各号に掲げる事業に関する業務（利用の承認に係るものを除く。）
- 二 施設、付属設備及び物品の保全（軽易な修繕及び整備を含む。以下同じ。）に関する業務

三 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

(指定管理者の指定)

第十六条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、区規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に認定子ども園の管理運営を行うことができるかと認める者を指定管理者に指定するものとする。

一 前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

二 安定的な経営基盤を有していること。

三 認定子ども園の効用を最大限に發揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

四 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。

五 前各号に掲げるもののほか、区規則で定める基準

3 区長は、前項の規定による指定をするときは、効率的かつ効果的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定することができない法人等)

第十七条 区長は、区議会議員、区長、副区長並びに地方自治法第百八十条の五第一項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人(以下「役員等」という。)となっている法人その他の

団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であつて、区議会議員以外の者が役員等となつてゐるものを除く。）を指定管理者に指定することができない。

（指定管理者の指定の取消し等）

第十八条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理運営の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- 二 第十六条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 第二十条第一項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないときと認めるとき。

（指定管理者の公表）

第十九条 区長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（管理運営の基準等）

第二十条 指定管理者は、次に掲げる基準により、認定こども園の管理運営に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
 - 二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - 三 施設、付属設備及び物品の保全を適切に行うこと。
 - 四 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 二 業務の実施に関する事項
 - 三 業務の実績報告に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、認定こども園の管理運営に関し必要な事項

(委任)

第二十一条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第八条第三項、第十五条から第十九条まで及び第二十一条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の港区立こども園条例第八条第三項の規

定により幼児教育の利用の承認を受けている保護者は、施行日からその承認の末日までの間、この条例による改正後の港区立認定こども園条例第八条第三項の規定により幼児教育の利用の承認を受けた者とみなす。

(説明)

芝浦アイルランドこども園を就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づく認定こども園とするため、本案を提出いたします。